

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

### 1. 改正の趣旨

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第3項第1号等の規定に基づき、指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の改正等を行うもの。

#### <主な被改正告示>

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） 等

### 2. 改正の概要

- 改正内容は別紙のとおりとする。

※ 本意見公募手続の対象については、別紙のうち、第2の1（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係る部分に限る。）、第2の7（障害児相談支援に係る部分に限る。）及び第2の8並びに別紙1（障害児相談支援、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る部分に限る。）及び別紙7の内容を除く。また、こども家庭庁・厚生労働省告示又は厚生労働省告示において規定される事項に限る。

- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第29条第3項第1号、第30条第3項第1号、第51条の14第3項及び第51条の17第2項 等

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和6年3月中旬（予定）
- 適用期日：令和6年4月1日（就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日）。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日。